【平成三十二年四月一日施行】 ○ 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)(抄)(第五条関係)

に 定 て、す 診	第一節 臨床研修 第四章 研修	B 下 下 下 下 下 下 下 下 下	改正案
(新設) する病院において、臨床研修を受けなければならない。 履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定第十六条の二 診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学を	(新設) 第四章 研修	(新設)	現

(傍線の部分は改正部分)

が適当と認めた 4 第一項の規定	ばならない。 る指定の取消しに当たり、当該意見を反映させるよう努めなけれる指定の取消しに当たり、当該意見を反映させるよう努めなけれる指定の取消しに当たり地域医療対策協議会の意見 (新設)	がなければならない。 対策協議会(以下「地域医療対策協議会」とい 対策協議会(以下「地域医療対策協議会」とい 対法律第二百五号)第三十条の二十三第一項に 収消しをしようとするときは、あらかじめ、医	鄒道苻杲印事は、第一頁の規定こよる指定をし、又は第四頁の――(新設)―、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。―――――――――――――――――――――――――――――――――――	号の厚生労働省令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき__ならない。の規定による指定の取消しをしようとするとき、又は第三項第四__うとするときは、	厚生労働大臣は、第一項の規定による指定をし、若しくは前項 3 厚生労働大臣きは、その指定を取り消すことができる。	行	厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により指定し 2 厚生労働大臣働省令で定める基準に適合するものであること。	前三号に掲げるもののほか、臨床研修の実施に関する厚生労本的な診療能力を身に付けることのできるものであること。一路牙研修の内容が一道切な診療和での研修の実施により一基		による指定をしてはならない。というではいば、第一項の規定ではおける基準を満たすと認めるときでなければ、第一項の規定に対している。
めたものは、同項の厚生労働大臣の指定する病院とみ規定の適用については、外国の病院で、厚生労働大臣				きは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければ	は、第一項の指	適当	大臣は、前項の規定により指定した病院が臨床研修を			

(新設)

第十六条の三 同じ。 研修を受ける医師をいう。 院をいう。 臨床研修病院 の定員を定めるものとする。 第三項及び次条第一項において同じ。 厚生労働大臣は、 (前条第一項に規定する都道府県知事の指定する病 以下この条及び第十六条の八におい 毎年度 都道府県ごとの において臨床 研 修 医

- ない。 するときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければなら 厚生労働大臣は、前項の規定により研修医の定員を定めようと
- とする。
 区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるもの
 道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の
 都道府県知事は、第一項の規定により厚生労働大臣が定める都
- 10回るべき区域における医師の数の状況に配慮しなければならなするときは、医療法第五条の二第一項に規定する医師の確保を特するときは、医療法第五条の二第一項に規定する医師の確保を特別の規定により研修医の定員を定めようと
- 知しなければならない。とするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通とするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通
- ハ。 、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならなる を適かにある。 があらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならなる。 「都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは
- たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。を聴いたときは、第三項の規定により研修医の定員を定めるに当7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見

することができる。
は開設者に対し、その業務に関し報告を求め、又は必要な指示をは開設者に対し、その業務に関し報告を求め、又は必要な指示を保するため必要があると認めるときは、臨床研修病院の管理者又第十六条の四 都道府県知事は、臨床研修の業務の適正な実施を確

(新設)

ができる。 関し報告を求め、又は必要な措置をとるべきことを請求すること 労働大臣の指定する病院の管理者又は開設者に対し、その業務に 必要があると認めるときは、第十六条の二第一項に規定する厚生

第十六条の五~第十六条の七(略)

生労働省令で定める。

「登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は、厚別登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は、厚第十六条の六第一項の医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修修の指定、第十六条の三第一項及び第三項の研修医の定員の定め、第十六条の八 この節に規定するもののほか、第十六条の二第一項

二節 その他の研修

ればならない。

本行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなけるる影響に配慮して医師の研修が行われるよう、適切な役割分担る医療提供体制をいう。次条第一項において同じ。)の確保に与の関係者は、医療提供体制(医療法第三十条の三第一項に規定すの関係者は、医療提供体制(医療法第三十条の三第一項に規定すり、方法の方、国、都道府県、病院又は診療所の管理者、大学、医第十六条の九、国、都道府県、病院又は診療所の管理者、大学、医

第十六条の三~第十六条の五(略

(新設

第十六条の十一(略)	5 (略)	かじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あら	2・3 (略) 第十六条の十 (略)
第十六条の九(略)	5 (略)	かじめ、医療法第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あら	2・3 (略) 第十六条の八 (略)